

令和7年度第40号 玉城町第10期介護保険事業計画及び第11期高齢者保健福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名称

玉城町第10期介護保険事業計画及び第11期高齢者保健福祉計画策定業務

2. 目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、第10期計画期間（令和9年度～令和11年度）における介護保険事業及び高齢者保健福祉事業について、前期事業計画の評価分析や住民ニーズの把握を行った上で、地域課題や特性等について十分な研究を行い、町の実情に即した適切な計画策定を円滑に進めるため、豊富な経験と高い専門性を有する事業者の本業務を委託することで、効果的かつ効率的に計画策定に取り組むことを目的とする。

3. 仕様（※別紙参照）

4. 見積上限額

本業務の上限額は、金7,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、各年度の支払上限額は次のとおりとする。

令和7年度 金1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 金6,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

6. スケジュール

①実施要領等の公表	令和7年12月3日（水）
②質問の受付	令和7年12月3日（水）から令和7年12月9日（火）午後5時までの間に電子メールで受付ける
③質問の回答	令和7年12月10日（水）までにホームページへ掲載
④参加申込書の提出期限	令和7年12月12日（金）午後5時必着
⑤企画提案書の提出	令和7年12月17日（水）午後5時必着
⑥プレゼンテーション	令和7年12月22日（月）予定 ※時間等の詳細は企画提案書受理後に電子メールにて連絡する
⑦結果通知	令和7年12月23日（火）までにホームページ掲載する
⑧契約の締結	契約の通知を受けた日から5日以内

7. 参加資格

次に掲げる条件を満たしている事業者であること。

- (1) 玉城町入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登録され、かつ希望業種として「計画策定・コンサルティング」に登録されている者であること。
- (2) 玉城町建設工事等指名停止措置要領又は、三重県建設工事等資格（指名）停止措置

- 要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
 - (5) 役員等が、玉城町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

8. プロポーザル参加申込書の提出期限等

このプロポーザルへの参加を希望する事業者は、令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時までに参加申込書を玉城町保健福祉課へ郵送または、持参し参加表明すること。（郵送の場合は、書留郵便または配達証明に限る。）

なお、参加表明後に辞退をする場合は、辞退届（玉城町公式ホームページに掲載）を玉城町保健福祉課へ提出し届出を行うこと。

9. 企画提案書の提出方法

次の（1）～（4）を正本 1 部、副本（写し可）5 部、（5）を 6 部提出するものとする。

- (1) 提案書 （様式は不問、業務体制、策定・編集方針、前期計画の分析・考察、独自提案を記載）
- (2) 作業工程表
- (3) 実績表 （地方自治体における類似計画策定実績（現在受注中の業務含む））
- (4) 見積書 （仕様に基づき令和 7 年度分と令和 8 年度分の内訳を添付）
 ※消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税等に相当する金額を除外した金額を見積書に記載すること。
- (5) 会社概要 （既存のパンフレット等）

10. 提出期限等について

- (1) 提出期限 令和 7 年 12 月 17 日（水）午後 5 時必着
- (2) 提出場所 玉城町保健福祉課
 〒519-0495
 三重県度会郡玉城町田丸 114-2 玉城町役場保健福祉課
 TEL (0596) 58-8203 FAX (0596) 58-4494
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便または配達記録に限る。）

11. 質疑事項

本実施要綱及び仕様書等に質疑がある場合は、下記期日までに質問票を電子メールにて保健福祉課へ提出するものとする。メール送信後に送信をした旨を保健福祉課担当者に連絡すること。なお、電話での口頭質問、回答は行わない。

質問の回答は、取りまとめの上、すべての参加事業者へ送付する。

質疑提出期限 令和 7 年 12 月 9 日（火）午後 5 時まで

回答書配布 令和7年12月10日（水）までに町公式ホームページに掲載

送信先アドレス seifuku-t@town.tamaki.lg.jp

玉城町保健福祉課福祉保険係（担当者：川口） 宛

12. 審査方法

審査は、玉城町職員で構成した審査委員会で行い、評価が最も優れている事業者を選定するため、企画提案書及び、プレゼンテーションの内容審査を行う。

プレゼンテーションの出席者は3名以内で、20分以内とし、その後、質疑応答（10分程度）を行う予定。

（1） 評価

評価は、別紙「評価基準表」による。

評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次の契約予定事業者として決定する。

最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の者を契約予定事業者とする。

提案者が1者の場合は、審査委員会における各委員の採点を総合計した結果、最低制限基準点（満点比60%）未満の場合は失格とする。

（2） 結果公表

令和7年12月23日（火）までに町公式ホームページに掲載する。

（3） その他

- ・企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などによる説明は不可とする。
- ・審査委員会での選考は非公開とする。また、選考結果に対する異議申立ては受理しない。
- ・提出書類の提出期限後の修正又は変更はできない。ただし、見積書を除く提出書類の一部にやむを得ない理由により修正変更が生じた場合で、玉城町が承諾したものについてはこの限りではない。
- ・提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、玉城町が本件のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本件に係る情報公開請求があつた場合は、玉城町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- ・提出された書類は返却しない。

13. 契約の締結

本業務の委託先業者に選定された業者は、玉城町と協議の上、契約に必要な書類を揃え、事業者決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。

14. 費用負担

このプロポーザルに参加する全ての経費については、事業者の負担とする。

15. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書の提出方法」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が予算上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく審議に反する行為等、審査委員会
が失格であると認めた場合